

2014年2月18日

内閣総理大臣 安倍晋三様
文部科学大臣 下村 博文様

国際婦人年連絡会世話人

橋本 葉子
實生 律子
山口みつ子

教育委員会制度の改変中止を求める要望書

国際婦人年連絡会は、1975年に国連が提唱した国際婦人年の目標「平等・開発・平和」実現のために結成され、現在、全国の女性団体36団体が結集し、女性の地位向上・男女平等の実現を目指して活動しているNGO団体です。

中央教育審議会は、2013年12月13日「今後の地方教育行政の在り方について」（以下「答申」）をとりまとめ、文部科学大臣に対して答申しました。

教育委員会制度は、戦前の教育のあり方の反省に立ち、学問の自由や教育を受ける権利など憲法に示されている基本的人権の保障、地方自治の原則などに則り、国や行政権力から独立し、国民に直接責任を負って行われるものとして位置づけられたものです。

しかし「答申」は、教育委員会制度について、180度転換し、首長を地方教育行政の執行機関とし、教育長はその補助機関に位置づけました。教育委員会は存置するものの首長の「特別な付属機関」と位置づけました。首長が「大綱の方針」を定め、教育委員会は方針について審議・勧告をできるとするものの執行権限は、首長が握るとなっています。首長の意向で教育長を任命・罷免できるなど、教育行政の中立性は担保されないものとなってしまいます。

この点については、中教審の議論を「答申」への別案併記せざるをえなかったほどの懸念が示されていることでわかります。これは異例の措置です。議論で出された懸念の内容については以下の通りです。

「安全保障、国際貢献、歴史認識に関する教育など政治的立場から意見が分かれる事項が依然としてあり、教育内容や教職員の人事など教育の政治的中立性が脅かされるおそれがある場面があるという意見が多数出された」「教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下で、安定的に行われることが必要であり、首長の交代とともに教育方針が急激に変わることをしないようにすることが必要であるという意見が多数出された」などです。

今必要なことは、「答申」の方向での教育委員会制度の改変ではなく、子どもの学ぶ権利や保護者・国民の声を生かし、尊重した教育委員会制度の実現です。そのことは、関係団体のヒアリングにおいて日本PTA全国協議会が「児童や生徒の確実な学力向上といじめのない学校づくりを実現するため、教育行政に保護者・地域住民の意向を直接反映でき、子どもの育成に関わる部局ともより連携しやすい改革を早急に進めていただきたい」と求めたことにも示されています。さらに「第3次男女共同参画基本計画」を推進するうえで、教育委員会のメンバーの少なくとも3割を女性とすることが求められます。

こうした観点から、以下に関して、強く要望します。

記

1. 現行の教育委員会制度を改変することなく、国民・保護者・子どもの声が生かせる制度として運営すること
1. 教育委員会のメンバーの少なくとも3割は女性とすること